

令和6年4月

児童扶養手当制度のご案内



《問い合わせ先・相談および受付場所》

〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5番1号
交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）2階
交野市子育て支援課 （土日祝日を除く 9:00～17:30）
TEL 072-893-6406（内線685・648）

児童扶養手当制度

父母の離婚など（死亡、障がい等）により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を言い、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満までの児童をいいます。

支給要件

次の①～⑧のいずれかに該当する児童を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する方に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいのある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が引き続き一年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ 父または母がDV保護命令を受けた児童

ただし、次のような時は手当を受給することができません

- ・請求者または児童が国内に実質的にも住所を有しない時
- ・児童が里親に委託されている時
- ・児童が父（請求者が父の場合は母）と生計を同じくしている時（父または母が政令に定める程度の障がいである場合を除く）
- ・児童が父（請求者が父の場合は母）の配偶者に養育されているとき（内縁関係を含む・政令に定める程度の障がいである場合を除く）
- ・児童が児童福祉施設に入所している時（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）
- ・H15.3.31 の時点で手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過している時

戸籍により離婚事項・死別事項が確認できること、離婚の場合は住民票上も前夫・前妻と住所が別であることが条件となります。

また、婚姻の届がなくても、社会通念上夫婦として共同生活が認められる事実婚関係にあるときや、同居していないても頻繁に定期的な訪問があり、生計の援助を受けている時は申請できません。

認定を受けるために

支給要件に該当している方は、受給資格者ご自身での手続きが必要です。

必要な書類を確認いたしますので、保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）内、子育て支援課へお越しください。状況確認後、必要な書類をお伝えしますので、書類を揃えた上で手続きしてください。

※手当は請求受付の翌月分から支給となります。原則、さかのぼって支給することはありません。

手当月額

受給資格者（ひとり親家庭の父や母）が養育する児童の数や、受給資格者、同居の親族等の所得額で決まります。

※受給資格者、扶養義務者（同居の親族）の所得によっては手当の全部または一部が支給停止となる場合があります。

対象児童数	全部支給	一部支給(算出方法は下記の通り)	備考
本体額	45,500円	45,490円～10,740円	手当の月額は「物価スライド制」の適用により変動します。
第2子加算額	10,750円	10,740円～5,380円	
第3子以降加算額 (1人につき)	6,450円	6,440円～3,230円	手当の月額は毎年、11月分から新年度所得により再認定します

一部支給の手当月額の計算方法について

一部支給は、受給者の所得に応じて、10円単位の額となります。具体的には、次の計算式により計算します。
(10円未満は四捨五入)

$$\text{手当本体額} = 45,500\text{円} - (\text{受給者の所得額} \times 1 - \text{所得制限限度額} \times 2) \times 0.0243007 \quad (\text{※3})$$

※1 請求者（養育者は除く）および児童が、その児童の父又は母から受取る養育費の8割を所得に加算。

※2 所得制限限度額表の「母・父・養育者」欄の「全部支給の所得制限限度額」の金額です。

※3 所得制限係数は固定された係数ではありません。物価変動等の要因により、改訂される場合があります。

手当の支給月

年6回の支給で、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。
支給日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関が営業している日となります。

対象月	支給日
11・12月分	1月11日
1・2月分	3月11日
3・4月分	5月11日
5・6月分	7月11日
7・8月分	9月11日
9・10月分	11月11日

本人・扶養義務者の所得制限による支給停止や、公的年金受給等による調整で手当額が発生しない場合でも、請求手続きを行っておくことで万の不支給期間を防止することができます。所得等は毎年変動し、また、制度改正されることもありますので、手当額が発生しない場合でも支給要件に該当する場合は可能な限り請求手続きをしてください。

ただし、認定を受けると毎年8月の現況届に本人が届出を行うなどの各種手続きが発生します。また、この手当は途中で辞退することができませんのでご理解の上、申請してください。

所得制限

ここでいう「所得」とは、児童扶養手当法施行令第4条に規定する所得です

扶養親族数	母・父・養育者の所得制限限度額		扶養義務者・配偶者・孤児等養育者の所得制限限度額
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円	236万円
1人	87万円未満	230万円	274万円
2人	125万円未満	268万円	312万円
3人	163万円未満	306万円	350万円
4人	201万円未満	344万円	388万円

扶養親族の人数が4人以上の場合には、上記の額に1人につき38万円を加算した額になります。

老人控除対象配偶者・老人扶養親族・特定扶養親族がある場合には、上記の額に以下の額を加算した額となります。

- 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき15万円加算
- 老人扶養親族1人につき6万円加算（扶養親族の全員が老人扶養親族の場合は1人を除く）

手当額算定にかかる所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等）＋養育費－8万円－諸控除

障がい者控除	27万円	小規模企業共済等掛金控除	当該控除	＊母または父による受給の場合は、寡婦（寡夫）控除、特別寡婦控除は適用されません。 ＊寡婦（夫）控除のみなし適用を受ける場合は別途書類の提出が必要です。
特別障がい者控除	40万円	寡婦（寡夫）控除	27万円	
勤労学生控除	27万円	特別寡婦控除	35万円	
雑損控除	当該控除	配偶者特別控除	当該控除	
医療費控除	当該控除			

所得・扶養親族等の申告について

児童扶養手当額算定のため、毎年度、正確な所得や控除、扶養親族数の申告をお願いします。

例えば…税法上は非課税のため、市府民税等がかからないとの理由で扶養親族や諸控除を申告書に記載しないことが多くみられます。



この場合、税法上は非課税で所得がゼロあっても、児童扶養手当の算定にかかる所得額の計算には養育費の80%が加算されるため、児童扶養手当の所得制限限度額を超てしまう可能性があります。扶養親族数によって所得制限限度額が変動するので、必ず扶養親族や諸控除も併せて申告してください。

ひとり親家庭福祉制度の趣旨をご理解の上、適正な制度運用にご協力をお願いします